

2018年3月20日

各 位

会 社 名 株式会社ソフィアホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役 新村 直樹  
(コード番号 6942 ジャスダック)  
問い合わせ先 経営企画室 浅野 茂雄  
( TEL : 03-6758-0455 )

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、2018年2月23日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、2018年2月28日付「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しておりますとおり、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官へ提出いたしました。これを受けて、審判官から金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、2018年3月20日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額6百万円及び納付期限を2018年5月21日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、今後二度とこの様な問題を起こさぬように、再発防止及び信頼回復に努めてまいります。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、当社は、2018年2月28日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、平成30年3月期第4四半期決算(平成30年1月1日～平成30年3月31日)において、すでに当該課徴金6百万円につきまして、特別損失として計上することを決定しております。

以上